

転ばぬ先のかわら版 vol. 7 平成24年春号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

しつこい勧誘によって、欲しくもない商品が無理やり買わされるという契約によるトラブルが後を絶ちません。そうしたトラブルの一例にキャッチセールスと呼ばれる悪質商法が存在します。今回のかわら版はキャッチセールスを取り上げます。

トラブル事例

花子さんが街を歩いていると、見知らぬ女性から「お肌の美容に関するアンケートに協力して欲しい」と声を掛けられました。花子さんは、肌の美容に関心を持っていたので興味が湧き、その女性に言われるままに、近くの事務所までついに行きました。アンケート自体は数分で終わったのですが、その場でその女性から、肌の美容に良いという健康食品を勧められました。肌の美容に関心はあるものの、健康食品には興味もなく、また高額だったため、花子さんは購入を断りました。けれど、その女性は、花子さんが断っているにもかかわらず引き続き購入を強く勧め、更に、事務所の奥から出てきた複数の関係者も花子さんを取り囲み次々に購入を勧めます。花子さんは、こうした状況から徐々に、購入しないと帰してもらえないのではと不安になり、とうとう購入してしまったのです。



解約できないの？

結論から言うと、これはいわゆるキャッチセールスにあたるので、解約できます。キャッチセールスとは、路上や街頭で「アンケートに協力して下さい」などと声を掛けて、お店や営業所に連れて行き、強引に契約を迫るなどして契約をさせてしまう販売方法です。

花子さんと同じように強引に契約を迫られることにより契約させられてしまったという被害例が後を絶たなかったため、キャッチセールスは、法律に

よってクーリングオフ（解約）が認められるようになっています。

花子さんは、最初は購入する意思はなかったのに、複数の関係者に囲まれ強引に購入を迫られたことによって、冷静さを失い購入してしまったので、このキャッチセールスの被害に遭ったと言っていいでしょう。

したがって、花子さんは、契約書面を受領した日から8日間であれば、クーリングオフできることになります。

しかし、健康食品の場合は、既に消費してしまった分はクーリングオフできません。例えば健康食品5箱を購入して、そのうち1箱を消費してしまったような場合は、未開封の4箱についてはクーリングオフできますが、開けてしまった1箱についてはクーリングオフできないということです。

必要性に疑問を抱いたのなら、興味本位で箱を開けるのはやめましょう。

トラブルに巻き込まれないためには？

街で声を掛けられたとしても、軽い気持ちでお店や営業所にはついて行かないことです。仮にお店や営業所について行ってしまい、強引に契約を迫られたとしても、毅然とした態度で断ることが大切です。

もし契約してしまった場合には、一人で悩まずに周囲に相談しましょう。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成18年度：6校で開催	平成21年度：18校で開催
平成19年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催
平成20年度：5校で開催	平成23年度：20校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666